

科学技術振興対策特別委員会議録第十三号

昭和三十一年三月十三日(火曜日)

午前十四時四十七分開議

出席委員

委員長 有田 喜二君

理事 椎名悦三郎君 理事長 谷川四郎君

理事 南 好雄君 理事 岡 良一君

理事 志村 茂治君

理事 赤澤 正道君 理事 稲葉 修君

理事 小平 久雄君 理事 岡本 隆一君

理事 佐々木良作君 理事 田中 武夫君

原 茂君

出席國務大臣

國務大臣 正力松太郎君

出席府委員

總理府事務官(原子力局長) 佐々木義武君

經濟企画政務次官 齋藤 憲三君

通商産業政務次官 川野 芳滿君

通商産業事務官(鉱山局長) 松尾 金藏君

委員外の出席者

總理府事務官(原子力局総務課長) 島村 武久君

總理府技官(原子力局管理課長) 堀 純郎君

三月十二日

原子燃料公社法案(内閣提出第一二二号)

核原料物質開発促進臨時措置法案(内閣提出第一二三号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

日本原子力研究所法案(内閣提出第九三三号)

原子燃料公社法案(内閣提出第一二二号)

核原料物質開発促進臨時措置法案(内閣提出第一二三号)

○有田委員長 これより会議を開きます。

本日はまず、昨日日本委員会に付託になりました原子燃料公社法案、及び核原料物質開発促進臨時措置法案の両案を一括議題といたし、政府より提案理由の説明を求めます。正力國務大臣。

原子燃料公社法案

原子燃料公社法

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 役員及び職員(第八条―第十八条)

第三章 業務(第十九条―第二十一条)

第四章 財務及び会計(第二十二条―第二十四条)

第五章 監督(第三十五条―第三十六条)

第六章 雑則(第三十七条―第四十条)

第七章 罰則(第四十一条―第四十三条)

附則

第一章 総則

(設立の目的)

第一条 原子燃料公社は、原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)に基づき、核原料物質の開発及び核燃料物質の生産並びにこれらの物質の管理を総合的かつ効率的に行い、原子力の開発及び利用の

促進に寄与することを目的として設立されるものとする。

(法人格)

第二条 原子燃料公社(以下「公社」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 公社は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公社は、内閣総理大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 公社の資本金は、一千万円とし、政府がその全額を出資するものとする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公社に追加して出資することができる。この場合において、公社は、その出資額により資本金を増加するものとする。

(登記)

第五条 公社は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならぬ事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称使用の制限)

第六条 公社でない者は、原子燃料公社という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第

八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、公社について準用する。

第二章 役員及び職員

第八条 公社に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第九条 理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長の定めるところにより、公社を代表し、理事長を補佐して公社の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、公社を代表し、理事長及び副理事長を補佐して公社の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、公社の業務を監査する。

(役員の任命)

第十条 理事長は、原子力委員会

の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長及び原子力委員会の意見をきいて、内閣総理大臣が任命する。

3 監事は、原子力委員会の意見をきいて、内閣総理大臣が任命する。

(役員の任期)

第十一条 理事長、副理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができ

る。

(役員の欠格事項)

第十二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 國務大臣、国会議員、政府職員(人事院が指定する非常勤の者を除く)、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

二 政党の役員

三 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者で公社と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)を有する者を含む。

四 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)を有する者を含む。

(役員解任)

第十三条 内閣総理大臣は、役員が前条各号の一に該当するに至つた

きいて、内閣総理大臣が任命する。

(役員解任)

第十四条 役員は、再任されることができ

る。

(役員解任)

2 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公社に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十六條 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、公社に対して業務の状況に關し報告をさせ、又はその職員をして公社の事務その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(恩給)

第三十七條 公社の設立の際現に恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する公務員又は同条に規定する公務員とみなされる者(以下この条において「公務員又は公務員とみなされる者」という。)として在職するものが、引き続き公社の役員又は職員となり、更に引き続き公務員又は公務員とみなされる者となつたとき(公社の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職するものが引き続き公務員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続き公社の役員又は職員と

なり、更に引き続き公務員又は公務員とみなされる者となつたときを含む)は、その公務員又は公務員とみなされる者に給すべき普通恩給については、当該公社の役員又は職員としての在職年月数を公務員又は公務員とみなされる者としての在職年月数に通算する。

2 前項の規定は、公社の役員又は職員となるまでの公務員又は公務員とみなされる者としての在職年数が普通恩給に關する最短恩給年限に達する者については、適用しないものとする。

3 第一項の規定の適用を受ける者についての恩給法第六十四条ノ二(再就職の場合の普通恩給)の規定の適用又は準用については、公社の役員又は職員としての就職を再就職とみなす。

第三十八條 公社は、前条第一項の規定の適用を受ける公社の役員若しくは職員であつた者又はその遺族の恩給の支払に充てる金額を、政令で定めるところにより、國庫に納付するものとする。

(大蔵大臣との協議)

第三十九條 内閣総理大臣は、次の場合には、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

- 一 第二十三條第一項、第二十八條第一項及び第二項ただし書並びに第三十一條の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第二十五條第一項及び第三十二條の規定による承認をしようとするとき。
- 三 第二十六條第四項、第三十一條及び第三十四條の規定により

總理府令を定めようとするとき。

(他の法令の準用)

第四十條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、公社を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第七章 罰則

第四十一條 第三十六條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした公社の役員又は職員を五万円以下の罰金に処する。

第四十二條 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした公社の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十九條第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十條の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第三十五條第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

た者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(公社の設立)

第二条 内閣総理大臣は、第十条第一項又は第三項の例により、公社の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、公社の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

3 内閣総理大臣は、設立委員を命じて、公社の設立に關する事務を処理させる。

4 設立委員は、公社の設立の準備を完了したときは、その事務を第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

5 第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の事務の引継を受けた日において、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

6 公社は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第三条 公社の最初の事業年度は、第二十二條の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和三十三年三月三十一日に終るものとする。

算、事業計画及び資金計画については、第二十三條第一項中「事業年度開始前」とあるのは、「公社の成立後遅滞なく」と読み替へるものとする。

(登録税法の改正) 第五條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一号ノ七の次に次の一号を加える。

一ノ八 原子燃料公社自己ノ為ニスル登記又ハ登録

(印紙税法の改正) 第六條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ四の次に次の一号を加える。

六ノ四ノ二 原子燃料公社ノ為ニスル証書 帳簿

(所得税法の改正) 第七條 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中第四号の五を第四号の六とし、第四号の二から第四号の四までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

四ノ二 原子燃料公社

(法人税法の改正) 第八條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第二号中「日本電信電話公社」の下に「原子燃料公社」を加える。

(地方税法の改正)

第九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号及び第七十三条の四第一項第一号中「日本電信電話公社」の下に、「原子燃料公社」を加える。

第三百四十九条の三に次の一項を加える。

11 原子燃料公社が設置する核燃料物質の生産及び加工の用に供する設備並びにこれらの設備を収容する家屋に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

第四百八十九条第一項第九号の三の次に次の一号を加える。

九の四 ウラン地金及びトリウム地金

(行政管理庁設置法の改正)

第十条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「公共企業体(公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二

条第一項第一号に掲げる公共企業

体をいう。の下に、「原子燃料公社」を加える。

(国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律の改正)

第十一条 国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律(昭和二十四年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五条中「及び日本電信電話公社」を、「日本電信電話公社及び原子燃料公社」に改める。

(政府契約の支払遅延防止等に関する法律の改正)

第十二条 政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「日本電信電話公社」の下に、「原子燃料公社」を加える。

(国庫用納金等端数計算法の改正)

第十三条 国庫用納金等端数計算法(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「日本電信電話公社」の下に、「原子燃料公社」を加える。

(公職選挙法の改正)

第十四条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四百四十五条第一項及び第百六十六條第一号中「又は日本電信電話公社」を、「日本電信電話公社又は原子燃料公社」に改め、第二百三十九条の二第二号中「日本専売公社」の下に「若しくは原子燃料公社」を加える。

(予算執行職員等の責任に関する法律の改正)

第十五条 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第百七十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「日本電信電話公社」の下に、「原子燃料公社」を加える。

(港灣法の改正)

第十六条 港灣法(昭和二十八年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第三項中「日本電信電話公社」の下に、「原子燃料公社」を加える。

(土地収用法の改正)

第十七条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三十条第三十四号を第三十五号とし、第三十三号の次に次の一号を加える。

三十四 原子燃料公社が原子燃料公社法(昭和三十一年法律第百号)第十九条第一項各号に掲げる業務の用に供する施設(核原料物質開発促進臨時措置法(昭和三十一年法律第百号)の規定により土地を使用することができるものを除く。)

(自動車損害賠償保障法の改正)

第十八条 自動車損害賠償保障法(昭和三十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第十条、第七十二条第一項及び第七十八條第二項中「日本電信電

話公社」の下に、「原子燃料公社」を加える。

核原料物質開発促進臨時措置法案 核原料物質開発促進臨時措置法

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 土地及び事業場の使用(第五条―第二十七条)

第三章 租税の賦課(第二十八条―第四十四条)

第四章 雑則(第四十五条―第四十七條)

第五章 罰則(第四十八條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、原子力基本法(昭和三十一年法律第八十六号)第一条に規定する目的の達成に資するため、核原料物質の開発を促進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「核原料物質」とは、原子力基本法第三条第三号に規定する核原料物質をいう。

(探鉱計画)

第三条 内閣総理大臣は、通商産業大臣又は原子燃料公社(以下「公社」という。)が行う核原料物質の探鉱の合理的な実施を図るため、毎年、原子力委員会の議決を経て、核原料物質探鉱計画を定めなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により核原料物質探鉱計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(処分、手続その他の行為の効力)

第四条 この法律の規定によつてした処分、手続その他の行為は、土地の所有者、鉱業権者、租税権者又は関係人の承継人に対しても、その効力を有する。

第二章 土地及び事業場の使用

(土地等の立入)

第五条 通商産業大臣又は公社は、核原料物質の探鉱に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、その職員に他人の土地又は鉱業権者若しくは租税権者の坑道、採鉱場、選鉱場、土石の捨場その他これらに類する施設(以下「事業場」という。)に立ち入らせることが出来る。

2 公社は、前項の規定によりその職員に他人の土地又は鉱業権者若しくは租税権者の事業場に立ち入らせようとするときは、科学技術庁長官の承認を受けなければならない。

3 科学技術庁長官は、前項の承認をしようとするときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

4 第一項の規定により他人の土地又は鉱業権者若しくは租税権者の事業場に立ち入る職員は、あらかじめ土地の占有者又は鉱業権者若しくは租税権者に通知しなければならない。ただし、土地若しくは鉱業権者若しくは租税権者の事業場に立ち入る場合を除き、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

5 日出前及び日没後においては、土地の占有者又は鉱業権者若しくは

は租鉱権者の承諾があつた場合を除き、宅地若しくははかき、さく等で囲まれた土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の事業場に立ち入つてはならない。

6 第一項の規定により他人の土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の事業場に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

7 国又は公社は、第一項の規定による立入によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。

第六条 土地の占有者又は鉱業権者若しくは租鉱権者は、正当な理由がなければ、前条第一項の規定による立入を拒み、又は妨げてはならない。

(植物の伐採)

第七條 第五條第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、核原料物質の採鉱に関する測量又は実地調査のためやむを得ない必要があつて障害となる植物を伐採しようとする場合において、その障害となる植物が山林、原野その他これらに類する土地にあつて、その伐採についてあらかじめ所有者の承諾を得ることが困難であり、かつ、植物の現状を著しく損傷しないときは、その承諾を得ないで伐採することができる。この場合においては、遅滞なく、その旨を所有者に通知しなければならない。

2 国又は公社は、前項の規定による植物の伐採によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。

し、これを補償しなければならない。

(鉱物等の採取)

第八條 第五條第一項の規定により他人の土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の事業場に立ち入る職員は、核原料物質の採鉱に関する実地調査のためやむを得ない必要があるときは、あらかじめ所有者若しくは占有者又は鉱業権者若しくは租鉱権者に通知して、必要な最少限度の量に限り、鉱物又は土石を採取することができる。

2 国又は公社は、前項の規定による鉱物又は土石の採取によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。

(事業場の一時使用)

第九條 通商産業大臣又は公社は、核原料物質の採鉱を行うためやむを得ない必要があるときは、あらかじめ鉱業権者又は租鉱権者に通知して、鉱業権者又は租鉱権者の利用を著しく妨げない限度において、その用法に従い、鉱業権者又は租鉱権者の事業場を一時使用することができる。

2 公社は、前項の規定による一時使用をしようとするときは、科学技術庁長官の承認を受けなければならない。

3 第五條第三項の規定は、前項の承認に準用する。

4 第一項の規定による一時使用の期間は、六月をこえることができない。

5 国又は公社は、第一項の規定による一時使用によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。

たときは、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。

(土地の使用)

第十條 通商産業大臣又は公社は、核原料物質の採鉱を行うため他人の土地を次に掲げる目的のため利用することが必要かつ適当であつて、他の土地をもつて代えることが著しく困難であるときは、これを使用することができる。

- 一 坑口又は坑井の開設
- 二 露天掘
- 三 機械設備の設置
- 四 坑木、火薬類その他の重要資材、鉱物又は土石の置場又は捨場の設置

2 前項の規定による使用の期間は、一年をこえることができない。

(使用の協議)

第十一條 通商産業大臣又は公社は、前条第一項の規定により他人の土地を使用しようとするときは、その土地の所有者(所有者以外に権原に基づいてその土地を使用する者があるときは、その者及び所有者)と土地の使用について協議しなければならない。

2 公社は、前項の規定による協議をしようとするときは、科学技術庁長官の承認を受けなければならない。

3 第五條第三項の規定は、前項の承認に準用する。

4 通商産業大臣又は公社は、第一項の規定による協議をしようとするときは、協議をしようとする日の十日前までに、その旨を公示する。

るとともに土地の所有者及び土地に關し所有権以外の權利を有する者(以下「権利者」という。)並びに土地調整委員会に通知しなければならない。

5 通商産業大臣又は公社は、前項の規定による通知をした日から三月を経過したときは、第一項の規定による協議をすることができない。

(使用の裁決の申請)

第十二條 通商産業大臣又は公社は、前条第一項の規定による協議をすることができず、又は協議がととのわなかつたときは、その土地の使用について土地調整委員会の裁決を申請することができる。ただし、前条第四項の規定による通知をした日から三月を経過したときは、この限りでない。

(意見書の提出)

第十三條 土地調整委員会は、前条の裁決の申請があつたときは、その旨を公示するとともに土地の所有者及び権利者に通知し、二十日を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

2 土地調整委員会は、前項の期間を経過した後でなければ、裁決をしてはならない。

(使用の裁決)

第十四條 土地を使用することができる旨の裁決においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 使用することができる土地の区域
- 二 使用の方法

三 使用の開始の時期及び使用の期間

四 補償金の額並びにその支払の時期及び方法

(裁決の公示及び通知)

第十五條 土地調整委員会は、第十二條の裁決をしたときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに通商産業大臣又は公社並びに土地の所有者及び権利者に通知しなければならない。

(使用の裁決の効果)

第十六條 第十四條の裁決があつたときは、その裁決において定められた使用の開始の時期に、国又は公社は、その土地を使用する權利を取得し、その土地に關するその他の權利は、その土地を使用する權利の内容と抵触する限度においてその行使を制限される。

(使用の協議の効果)

第十七條 第十一條第一項の規定による協議がととのつた場合において、当事者がその協議において定めた第十四條各号に掲げる事項を土地調整委員会に届け出たときは、その届け出たところに従い、土地を使用することができる旨の裁決があつたものとみなす。ただし、第十一條第四項の規定による通知の日から三月以内に届け出た場合に限る。

(取用の裁決)

第十八條 通商産業大臣又は公社が第十條第一項の規定により他人の土地を使用する場合において、その使用によつて土地の形質が変更されるときは、土地の所有者は、その土地の取用について土地調整

委員会の裁決を求めることができる。

2 前項の場合において、土地の一部が収用されることによつて残地を従来用いていた目的に供することが著しく困難となるときは、土地の所有者は、その全部の収用について土地調整委員会の裁決を求めることができる。

3 土地調整委員会は、第十一条第一項の規定による協議又は第十四条の裁決において定められた使用の期間が経過したときは、前二項の裁決をすることができない。

4 第十三条及び第十五条の規定は、第一項又は第二項の場合に準用する。この場合において、第十三条第一項中「土地の所有者」とあるのは、「通商産業大臣又は公社」と読み替へるものとする。

第十九条 土地を収用すべき旨の裁決においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 収用すべき土地の区域

二 収用の時期

三 補償金の額並びにその支払の時期及び方法

(収用の裁決の効果)

第二十条 前条の裁決があつたときは、その裁決において定められた収用の時期に、国又は公社は、その土地の所有権を取得し、その土地に関するその他の権利は、消滅する。

(損失の補償)

第二十一条 国又は公社は、土地の使用又は収用によつてその土地の所有者又は権利者が受ける損失を補償しなければならない。

2 土地の一部の使用又は収用によつて残地の価格が減少し、その他残地について損失が生ずるときは、その損失を補償しなければならない。

3 土地の一部の使用又は収用によつて残地に通路、みぞ、かきその他の工作物の新築、改築、増築若しくは修繕又は盛土若しくは切土をする必要が生ずるときは、これに要する費用を補償しなければならない。

4 前二項に規定する補償のほか、土地の使用又は収用によつてその土地の所有者又は権利者が通常受ける損失は、補償しなければならない。

5 土地の所有者又は権利者が第十四条第四項の規定による通知を受けた後に土地の形質を変更し、工作物の新築、改築、増築若しくは大修繕をし、又は物件を附加増置したときは、これについての損失は、補償することを要しない。ただし、あらかじめ通商産業大臣又は公社の承認を受けてこれらの行為をしたときは、この限りでない。

(使用の廃止等による損失の補償)

第二十三条 通商産業大臣若しくは公社が第十一条第四項の規定による通知をした後にその土地を第十条第一項各号に掲げる目的のために使用することを廃止した場合、第十二条の規定による申請を拒否する旨の裁決があつた場合又は第二十五条の規定により協議若しくは裁決が失効した場合において、これによつてその土地の所有者又は権利者が損失を受けたときは、国又は公社は、これを補償しなければならない。

ばならない。

2 土地の所有者又は権利者は、前項の規定による損失の補償について通商産業大臣又は公社と協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、土地調整委員会の裁決を申請することができる。

3 第十三条、第十四条第四号及び第十五条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第十三条第一項中「公示するとともに土地の所有者及び権利者」とあるのは、「通商産業大臣又は公社」とし、第十五条中「公示するとともに通商産業大臣又は公社並びに土地の所有者及び権利者」とあるのは、「通商産業大臣又は公社及び申請人」と読み替へるものとする。

4 前項において準用する第十五条の規定による通知があつたときは、裁決の定めるところに従ひ、当事者の間に協議がととのつたものとみなす。

(訴訟)

第二十三条 第十四条、第十九条又は前条第三項において定められた補償金の額について不服がある者は、第十五条(第十八条第四項又は前条第三項)において準用する場合を含む。の規定による通知を受けた日から六十日以内に、訴をもつてその額の増減を請求することができる。この場合においては、国若しくは公社又は土地の所有者若しくは権利者を被告としなければならない。

(供託)

第二十四条 国又は公社は、次に掲げる場合においては、補償金を供託することができる。

一 補償金を受けなければならない受領を拒んだとき、又はこれを受領することができないとき。

二 過失がなく補償金を受けなければならないことを確認することができないとき。

三 差押又は仮差押により補償金の支払を禁じられたとき。

(協議又は裁決の失効)

第二十五条 国又は公社が第十一条第一項の規定による協議(第十七条の規定による届出があつたものに限る)又は第十四条若しくは第十九条の裁決において定められた補償金の支払の時期までにその支払又は供託をしないときは、協議又は裁決は、その時以後その効力を失う。

(原状回復の義務)

第二十六条 国又は公社は、土地の使用が終了したとき、又は前条の規定により協議若しくは裁決が失効したときは、土地を原状に回復し、又は原状に回復しないことによつて生ずる損失を補償して、これを返還しなければならない。

(土地収用法の準用)

第二十七条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三十三条(危険負担)、第四十四条(担保物権と補償金等)、第六十六条第一項、第三項及び第四項(買受権)並びに第七十七条(買受権の消滅)の規定は、この法律の規定による使用又は収用に係る土地に準用する。この場合において、土地収用法第六十六条第一項ただし書中「第七十六条第一項」とあるのは、「核原料物質開発促進臨時措置法第十八条第二項」と読み替へるものとする。

第三章 租鉱権の設定

(開発に関する指示)

第二十八条 通商産業大臣は、ウラン鉱及びトリウム鉱(以下「ウラン鉱等」という)を目的とする採掘権者がその採掘鉱区(租鉱権が設定されている部分を除く。以下同じ)においてウラン鉱等に係る事業に着手せず、又は引き続き六月以上これを休止している場合において、その採掘鉱区におけるウラン鉱等の存在が明らかであつて、その鉱量、品位等にかんがみウラン鉱等を経済的に開発することができ、かつ、その開発を急速に行ふ必要があると認めるときは、その採掘権者に対し、六月以内にその採掘鉱区においてウラン鉱等に係る事業に着手し、又はこれを再開すべきことを指示することができる。

2 通商産業大臣は、採掘権者から申請があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、前項に規定する期間を延長することができる。

3 通商産業大臣は、第一項の規定による指示又は前項の規定による期間の延長をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(租鉱権の設定の協議)

第二十九条 公社は、採掘権者が前条第一項の規定による指示に従わなかつた場合に現にその事業を行つていないときは、通商産業大臣の許可を受けて、採掘権者に対し、その採掘鉱区にウラン鉱等を目的とする租鉱権(以下単に「租鉱

権」という)を設定する。この場合において、租鉱権の設定は、採掘権者が前条第一項の規定による指示に従わなかつた場合に現にその事業を行つていないときは、通商産業大臣の許可を受けて、採掘権者に対し、その採掘鉱区にウラン鉱等を目的とする租鉱権(以下単に「租

権」という。)の設定について協議することができる。

2 公社は、前条第一項に規定する期間(同条第二項の規定による延長があつたときは、延長後の期間)の満了後三月を経過したときは、前項の許可を受けることができない。

3 通商産業大臣は、第一項の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに採掘権者及びその採掘権に關し登録上利害關係を有する第三者(租鉱権者を除く。以下「利害關係者」という。)に通知しなければならない。

4 公社は、第一項の許可を受けた日から三月を経過したときは、同項の規定による協議をすることができない。

(決定の申請)
第三十条 公社は、前条第一項の規定による協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、租鉱権の設定について通商産業大臣の決定を申請することができる。ただし、同項の許可を受けた日から三月を経過したときは、この限りでない。

(意見書の提出)

第三十一条 通商産業大臣は、前条の決定の申請があつたときは、その旨を公示するとともに採掘権者及び利害關係者に通知し、二十日を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の期間を経過した後でなければ、決定をしてはならない。

(処分の禁止)

第三十二条 採掘権者は、前条第一項の規定による通知を受けた後は、第三十条の規定による申請を拒否する旨の決定があるまで、公社が租鉱権者となることを廃止するまで、第四十三条の規定により第三十五条の決定が失効するまで、又は同条の決定に基き租鉱権の設定の登録があるまでは、その採掘権を変更することができない。

(諮問)

第三十三条 通商産業大臣は、第三十条の決定をしようとするときは、地下資源開発審議会に諮問しなければならない。

(決定の基準)

第三十四条 通商産業大臣は、採掘権者が現にウラン鉱等に係る事業を行つているとき、又は租鉱権の設定がウラン鉱等以外の鉱物に係る事業の継続に著しい支障を及ぼすと認めるときは、租鉱権を設定すべき旨の決定をしてはならない。

(租鉱権の設定の決定)

第三十五条 租鉱権を設定すべき旨の決定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 採掘権の登録番号
- 二 租鉱権を設定すべき区域
- 三 租鉱権の存続期間
- 四 租鉱料及び補償金の額並びにこれらの支払の時期及び方法

(決定の公示及び通知)

第三十六条 通商産業大臣は、第三十条の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに公

社並びに採掘権者及び利害關係者に通知しなければならない。

(決定の効果)

第三十七条 第三十五条の決定があつたときは、決定の定めるところに従い、当事者の間に協議がととのつたものとみなす。

2 前項の規定により協議がととのつたものとみなされたときは、公社は、鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第七十七条第一項(租鉱権の設定の申請)の規定にかかわらず、単独で租鉱権の設定の申請をすることができ。

(租鉱権に關する特例)

第三十八条 第二十九条第一項の規定による協議又は第三十五条の決定に基いて設定される租鉱権に關する鉱業法第七十六条第一項(租鉱権の存続期間)の規定の適用については、同項中「五年以内」とあるのは、「十年以内」とし、その設定の申請については、同法第七十七条第三項(租鉱権の設定の基準)の規定は、適用しない。

(損失の補償)

第三十九条 公社は、租鉱権の設定によつて採掘権者又は利害關係者が受ける損失(租鉱料として支払われる分を除く)を補償しなければならない。

2 採掘権の一部に租鉱権が設定されることによつて租鉱権が設定されない区域(以下「残鉱区」という)の価格が減少し、その他残鉱区について損失が生ずるときは、その損失を補償しなければならない。

3 前項に規定する補償のほか、租

鉱権の設定によつて採掘権者又は利害關係者が通常受ける損失(租鉱料として支払われる分を除く)は、補償しなければならない。

(廃止等による損失の補償)

第四十条 通商産業大臣が第二十九条第三項の規定による通知をした後に公社が租鉱権者となることを廃止した場合、第三十条の規定による申請を拒否する旨の決定があつた場合又は第四十三条の規定により決定が失効した場合において、これによつて採掘権者又は利害關係者が損失を受けたときは、公社は、これを補償しなければならない。

2 採掘権者又は利害關係者は、前項の規定による損失の補償について公社と協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、通商産業大臣の決定を申請することができる。

3 第三十一条、第三十三条、第三十五条第四号及び第三十六条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第三十一条第一項中「公示するとともに採掘権者及び利害關係者」とあるのは、「公社」と、第三十六条中「公示するとともに公社並びに採掘権者及び利害關係者」とあるのは、「公社及び申請人」と読み替へるものとする。

4 前項において準用する第三十六条の規定による通知があつたときは、決定の定めるところに従い、当事者の間に協議がととのつたものとみなす。

(訴訟)

第四十一条 第三十五条又は前条第二項の決定において定められた租鉱料又は補償金の額について不服がある者は、第三十六条(前条第三項)において準用する場合を含む。の規定による通知を受けた日から六十日以内に、訴をもつてその額の増減を請求することができる。この場合においては、公社又は採掘権者若しくは利害關係者を被告としなければならない。

(供託)

第四十二条 第二十四条の規定は、公社が支払う租鉱料又は補償金に準用する。

(決定の失効)

第四十三条 公社が第三十五条の決定において定められた租鉱料(租鉱料を定期に、又は分割して支払うべきとき)又は、その最初に支払うべき分)又は補償金の支払の時期までにその支払又は供託をしないときは、決定は、その時以後その効力を失う。

(土地収用法の準用)

第四十四条 土地収用法第三十三条(危険負担)及び第四十四条(担保物権と補償金等)の規定は、この法律の規定による租鉱権の設定に係る採掘権に準用する。

第四章 雜則

(奨励金)

第四十五条 通商産業大臣は、核原料物質の採鉱を促進するため必要があるときは、予算の範囲内において、採鉱権者に對し、その採鉱の実施に必要な費用の一部を奨励金として交付することができる。

(賞金)

第四十六條 内閣総理大臣は、核原料物質の探鉱を促進するため必要があるときは、予算の範囲内において、その探鉱に寄与した者に対して、賞金を交付することができ

(報告及び検査)

第四十七條 通商産業大臣は、核原料物質の開発を促進するため必要があるときは、ウラン鉱等を目的とする鉱業権若しくは公社からその業務に関する報告を徴し、又はその職員にその事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立ち入る検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立ち入る検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

第五章 罰則

第四十八條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第六條の規定に違反して第五條第一項の規定による立ち入る拒み、又は妨げた者
- 二 前条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 前条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関

し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、施行の日から十年以内に廃止するものとする。

3 前項の規定によるこの法律の廃止の際現にこの法律に基いて設定されている租賦権の存続期間に関する限りは、この法律の廃止にかかわらず、この法律は、なおその効力を有する。

4 前項に定めるもののほか、第二項の規定によるこの法律の廃止に伴い必要となる経過的措置は、法律で定める。

5 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第四百八十九條第一項第九号の二の次に次の一号を加える。

九の三 ウラン鉱及びトリウム鉱

6 土地調整委員会設置法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第三條に次の一号を加える。

四 核原料物質の探鉱のための土地の使用又は取用に関する裁決に関すること。

第四條中第十七号を第十八号とし、第十七号として次の一号を加える。

十七 核原料物質開発促進臨時措置法(昭和三十一年法律第

号)第十二條、第十八條第一項

若しくは第二項又は第二十二條第二項の規定による土地の使用又は取用に関する裁決をするこ

と。

○正力国務大臣 ただいま議題となりました原子燃料公社法案につきま

して、その提案の理由及び要旨を御説明いたします。

申し上げるまでもなく、原子力の開発が、将来におけるエネルギー資源の確保、学術の進歩、産業の振興、及び人類社会の福祉と国民の生活水準の向上に果たす役割はきわめて大きいものと期待されるのであります。これは、とりもなおさず、昨年末原子力基本法が制定されたゆえんであります。政府におきましても、つとに原子力開発の重要性に思いをいたしまして、研究機

関、行政機構等の確立整備をはかり、原子力開発の強力な推進に留意して参つた次第であります。さきに提出いたしました日本原子力研究所法案もこの趣旨によつたものであります。翻つて考えますと、原子力の開発利用に技術的研究上の必要なことはもろんであります。原子力エネルギーの源泉となりますウラン、トリウム等の核燃料物質の開発もきわめて重要なことであります。特に現在の国際情勢のもとでは、これらの物質を海外市場から入手することはきわめて困難な状況にあります。諸外国がこれら資源の開発に専心努力している事情にかんがみまして、わが国におきましても、早急にこの開発に着手することが強く要請されておるのであります。原子力基本法にも、原子燃料公社の設置が定められている次第であります。

す。このため政府におきましては、これらの資源の開発機関としての公社につきましまして、原子力委員会を中心に慎重に検討して参りました結果、今回提出いたしましたような原子燃料公社の構想を取りまとめまして、御審議をわづらわすことといたしましたのであります。

すなわち、この法案は、以上の趣旨に従ひまして、原子力基本法に基き、核原料物質の開発及び核燃料物質の生産並びにこれらの物質の管理を総合的かつ効率的に行ひ、原子力の開発及び利用の促進に寄与することを目的といたしまして、原子燃料公社を設立しようとするものであります。

次に、この法案の要旨を御説明いたします。

まず第一に、原子燃料公社の資本金は、その全額を政府出資に待つことといたし、設立に当りましては、とりあえず政府は一千万円を出資することとなつております。

第二に、公社の役員としましては、理事長、副理事長、理事及び監事を置くこととし、それぞれ内閣総理大臣が任命することといたしましたが、役員人事の重要性にかんがみ、役員に當りましては、理事長は原子力委員会の同意を得ることとし、その他の役員につきましては、原子力委員会等の意見を聞くこととして、役員人事に遺憾なきを期することといたしました。

第三に、公社の行う業務であります。原子燃料公社設立の目的に従ひまして、おもな業務としましては、核原料物質の探鉱、採鉱、選鉱、輸入、買取り及び売り渡し、核燃料物質の生

産、加工、輸入、輸出、買い取り、売り渡し及び貸付等を行はせることにいたしましたのであります。なお、公社は、この業務を行うに当りましては、原子力委員会の議決を経て内閣総理大臣が定める原子力の開発利用に関する基本計画に基いて行われなければならないことといたすとともに、公社は、毎年、業務報告書を内閣総理大臣に提出し、内閣はそれを国会に報告することといたしたのであります。

第四に、公社の財務及び会計であります。公社の予算、事業計画、財務諸表、借入金、財産の処分等につきましては、内閣総理大臣の認可または承認を要することとしておりますが、このほか原子燃料公社の特殊性にかんがみまして、公社の会計は、会計検査院が検査する旨の規定を設け、その検査を経た決算書類を毎年国会に報告することとし、公社の会計の適正化をはかつた次第であります。

なお、公社の行う業務の性格にかんがみまして、政府はその業務に要する経費の一部を補助することができるよういたしました。

第五に、公社は内閣総理大臣の監督に服するのであります。内閣総理大臣は、公社に対して監督上必要な命令をなし、また報告を徴し、所属職員をして立ち入り検査ができることといたしました。

最後に、公社の設立に関する事務は、内閣総理大臣が任命する設立委員に処理させることといたしますとともに、公社に対する課税を減免するため各種税法の一部改正を行い、また業務に關係ある諸法規の必要な改正を行い

ます。

まして、公社の業務の運営に遺憾なきを期した次第であります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同賜わらんことをお願い申し上げます。

○有田委員長 川野通産政務次官。

○川野政府委員 ただいま議題となりました核燃料物質開発促進臨時措置法案について御説明申し上げます。

最近の欧米各国における原子力の発達には、真に目ざましいものがありまして、その動力面への利用、医学、農業、工業等の各方面にわたるアイソトープの応用等注目すべき多くの成果を生み出しておりますことはすでに御承知の通りであります。

わが国におきましても、これがため、去る第二十三回臨時国会において原子力基本法が制定され、原子力に関する政策の基本方針及び原子力に関する機構が定められたのであります。今後、これによりまして原子力の開発利用を積極的に推進いたし、将来におけるエネルギー資源の確保、産業の振興をはかることとなるのであります。かくて実験用原子炉の輸入も近く実現の運びに至り、さらに国産原子炉に関する研究も各方面の協力により進みつつあるものであります。これに伴って、核燃料物質たるウラン等もできる限り国産をもつて充足するよう、ウラン鉱等の開発を促進することが要請されておるのであります。このため、前国会におきまして鉱業法の一部を改正して、ウラン鉱及びトリウム鉱を鉱業法の適用鉱物に追加いたしましたのであります。

は、他の鉱物のそれと異なり、全く新規のものであり、相当の資金と技術とを要し、かつ、企業リスクの多い事業でありますので、ひとり一般鉱業権者の行方開発のみに依存いたしますならば、ウラン鉱等の開発を急速に行うことを期待できないのであります。従いまして、ウラン鉱等の開発について

は、国ないしこれに準ずる機関が、当分の間、みずから探鉱を行う必要が痛感される次第であります。このため通商産業省の地質調査所においては、昭和二十九年より探査を実施して参り、相当の成果を上げておりますが、近い将来、原子燃料公社が設立されたらば、地質調査所と原子燃料公社とが、ともに探鉱を実施して参ることとなるわけでありまして、

しかして、この探鉱については、鉱業権者、土地所有者等関係人の同意と協力とを得て、円滑にこれを行うべきことはいうまでもありませんが、これらの協力を得ることが困難な場合においても、原子力の開発利用の趣旨にかんがみ、探鉱を実施することが必要と認められる場合があるかと存じます。従いまして、この法律案は、かかる場合において、地質調査所及び原子燃料公社がその探鉱を支援なく行うために必要とする土地の立ち入り、使用等の手続を定めるとともに、ウラン鉱等の開発特に探鉱を促進するために必要な諸措置と助成とを規定したのであります。以下、本法案の概要について申し上げます。第一に、本法律案の目的は、原子力基本法第一条に規定する目的の達成に資するため、核原料物質の開発を促進することであると規定

し、この法律と原子力基本法との関係を明らかにいたしております。

第二に、地質調査所または原子燃料公社の行方探鉱の合理的な実施をはかるため、内閣総理大臣が核原料物質探鉱計画を定めることとしたのであります。

第三に、地質調査所または原子燃料公社が核原料物質の探鉱を行うに当り、必要やむを得ないときは、他人の土地の立ち入りや使用または鉱業権者の事業場への立ち入りや一時使用に関する手続を定めております。これらの措置は、迅速に探鉱の実をあげるために認められたものでありますので、一方これら土地の立ち入り、使用等による損失補償の規定をおきまして、土地所有者、鉱業権者等の保護をはかつております。

第四に、ウラン鉱等を目的とする探掘権者が、その鉱区において、ウラン鉱等を経済的に開発できるにかかわらず、開発しないときは、通商産業大臣は開発を指示することができるとし、指示に従わなかった探掘権者があるときは、その探掘権者が現に行なっているウラン鉱等以外の鉱業の実施を著しく阻害しない限度において、原子燃料公社が租鉱権を設定できる旨を規定しております。

第五に、原子力基本法の規定にならないうち、鉱業権者または探鉱に寄与した者に対し、奨励金または賞金を交付することができることを規定しております。

第六に、この法律の性格上、限時法とすることとし、施行の日から十年以内に廃止することとしております。

以上、本法律案の提案理由並びにその内容の概要を御説明申し上げます。

○有田委員長 以上をもって、両案の提案理由の説明は終了いたしました。岡委員より発言を求められておりますので、この際これを許します。

岡委員 ただいま御提案になりました原子燃料公社法案並びに核原料物質開発促進臨時措置法案について、以下資料の提出を求めたいと思っております。元来、当委員会に付議される各種の原子力関係の法律案については、その裏づけとなり、われわれが審議の資料とすべきものがきわめて不足いたしております。原子力局としても多端な際でありまして、その間に引き届きかねるというところは、十分に承知いたしておりますが、しかしこのようなことでは、もなかの皮だけで、中のあるがちつとも入っていないようでありまして、実は審議のしようがないのであります。そこでただいま御提出になりました両案について、さしあたり日本国内においても、地質調査所の方で、ウラン探鉱についてのいろいろ御努力もあつたと思っておりますので、国内におけるウラン鉱の分布の状況、また将来の見通し、それからウラン鉱が真に燃料の原料として耐え得る学問的ないろいろの見解もあろうと思っておりますが、そういう水準に達しているかどうかという点などについても、この際資料として、われわれに明らかにいたしていただきたいと思います。

次に、この公社は一千万円の政府出資で発足するとうたっておりますが、具体的にいかなる御計画をなされようと思っておりますのかということ、またそれについての多少の見通しがあれば、あわせてこれも明らかにいたしたいと思いますと思っております。また特に国際的な形において、現在ウラン鉱がどういう形で分布しているのか、そしてまたそれは特に大國を中心としてどのような形で——独占をされておるようになっているのであります。その実情を明らかにしていただきたいと思います。これはウラン鉱のみならず、トリウム等についてもお願いをいたしたいと思います。以上、とりあえず資料として御提出をいただくよう、私どもの審議の促進のためにぜひお願いいたします。このように思います。

○有田委員長 これより日本原子力研究所法案を議題といたし、質疑を続行いたします。質疑の通告がありますから、これを許します。原委員。

○原委員 日本原子力研究所について、二点に分けて大臣にお伺いをいたしたいと思います。

最初に、基本的な問題の一つとしてお伺いいたしておきたいのは、御承知のように、一九五三年に、アイゼンハワーの提案によつて、八カ國が中心になりまして、その後ソ連等が入つて、約十八カ國が国際原子力機関というものを設置したわけですが、この機関に関して、日本も将来はこれに加盟しようという構想が大臣におありになるか、まずお聞きしたい。

○佐々木政府委員 大臣にかわりましてお答え申し上げますが、ただいま原子力に関する国際機関に日本の加盟を希望するやという御質問でございますが、これはもちろん今までもちやうだい

し得る程度の情報は外務省を通じて、かねがねこの機関には、できれば理事国で、そうでない場合でも将来ぜひ参加いたしまして、そして国際機関の一員として国際協力を申し上げたい、また御援助を得たい、こういう希望を持っております。

○原(茂)委員 今日まで希望だけして、何か努力をしていないのですか。ついでに一緒に答え願いたいのです。が、今、日本は国連へ加盟してない現状で、一体その大いなる希望というものを達成できるような努力をどんな方法でやってきたのか、その点をお伺いしたい。

○佐々木政府委員 それは、あるいは外務省の方から御答弁申し上げる方が正確かと思いますが、私の承知している範囲の点を申し上げますと、外務省としては、かねがね非常に努力を払いついて、今開かれております会議にも出席方を要請し、同時に、できますれば委員会のメンバーの一員としてぜひ入れてもらいたいというふうに希望を申し上げておいたところであります。ただいまのところまでは、まだその正確な御回答には接していません。一方、科学者委員会と申しますのは、これも国際的な意味で国連の中に設けられるのでありますが、これは主として放射線のいろいろな生物その他に及ぼす影響あるいは対策等を審議する機関でございますが、これにつきましては、日本から代表としまして、都築博士、代表代理としまして中泉教授がただいま会議に出席中でございます。

○原(茂)委員 いやしくも日本が今、国家的な見地から原子力に大きな力を注ぐとしておられる場合ですから、こういうときに——世界的な機関として、原子力の平和利用の中心というものは、私どもが想像するだけでも、すでに二十五カ国に達した国際原子力機関というものによってその方向づけができていき、これは非常に重要な今後の課題だと私は思うのですが、このときに、いやしくも原子力を手がけようとなさる大臣としては、これに対するもう少しはつきりした構想に対する意思表示がないと非常に困るので、御抱負をお伺いしたい。

○正力国務大臣 原子力は、申し上げるまでもなく平和利用ということになっております。従って、これは国際的に協力してやらなくちゃならないという考えがありますが、何分日本はまだ国際連合に入っておりませんので、それに入ることを外務省を通じてもつぱらやらしております。いづれにしても、平和利用に限定されておりますから、そして、秘密もない、公開しなくちゃならないということになっておりますから、入ることは当然でありますし、入らなくては目的が達せられない。しかしそれは努めて外務省の方でやっておりますし、われわれの方としてもできるだけの努力はしております。まですぐ具体的な申し上げるまでの程度に至っております。

○原(茂)委員 今の日本では、少くもアメリカを通ずる以外には、平和利用の道といつても、正式のルートはないわけですね。日本の場合は、特に秘密を持たないという前提の上に、この原子力の研究その他が進められていると

いうことになりまして、やはり国際機関に早期に加入し、あるいはオブザーバーでもいいから出席する資格を得て、広く国際的にもオープンに、あらゆる国の情報が正式に収集できるような道を、直接のルートをつけていくという意味でどうしても私は必要だと思っておりますので、この国際原子力機関の今日の動きを——外務省にいづれ直接にお願いしてもいいのですが、大臣の方から最近の情報を聞かせ願って、その上で、もう一度この問題の質疑をしていきたいと思います。

○正力国務大臣 この前、この委員会で答弁いたしました通り、どうしてもこれは国際的に、外務省の情報を早く知ることが必要でありますので、それで特にアメリカ及び欧州の方に情報専門家の技術のアタッシュを出しまして、それからとることになっております。なおまた、私はイギリスに対して非常に関心を持っておるのであります。なせならば、申し上げるまでもなく、日本の電力事情は、イギリスに非常に似ております。アメリカは原子力を利用しなくても、まだ電力が余っています。日本とイギリスは、電力については、ぜひ原子力を利用しなくちゃならぬ立場にあります。幸いこの前イギリスの動力相のロイド卿が来ましたが、話をしまして、ロイド卿からも、それじゃ日本の原子力に関するデータを日本政府として英政府に送ってくれぬか、そうすれば、英政府でも十分調査して、今後相提携していこう、こういうことになっております。

なおイギリスの動力相の推薦したヒントンという、原子力に対するオーソリティが日本に来ることになりやせんかと思っております。いづれにしても、真剣にイギリスの事情を研究しておるといふのが今までの経過であります。

○原(茂)委員 ぜひ私もイギリスとの提携は必要だと思います。今の日本の場合、広く原子力の情報を収集したいと考えるという、広くという言葉の意味は、やはり米、英、国側だけの原子力に関する情報でなくて、せつかく国際原子力機関にソ連圏まで入ることが決定されていますから、今の日本の広くという場合は、あとの半分のソ連圏の原子力情報を入れることにもウェイトを置かねければならないと思うのであります。そういう観点から、米英のみに片寄らないで、やはりソ連圏の原子力に関する情報を入れることも、広く原子力平和利用の道だということの方で立つて、この原子力機構が今日運営されておる最近の動向というものを、一つ大臣から御説明をお願いしたい。それによってまたお教を願いたいことがあります。

○原(茂)委員 第二のことをお伺いいたしますが、原子力研究所の人員の問題です。私は資料を前にもらったような気がしますが、どうもそれが見当りません。従って、当っておらないかもしれません。今の原子力研究所を今後拡充していきたい。毎年百五十名程度の人員の増加をやつて、三十一年度には二百名、三十二年度には三百五十名、三十三年度には五百名くらいの規模になるはずだ、こういう説明があったわけですが、この構想で日本原子力研究所の人員の問題は進めていくとお考えになっているのですか。

○佐々木政府委員 ただいまのお話しの通りでございます。

○原(茂)委員 そうすると、ここに内訳があるのですが、大体研究者が二百八十名、事務関係が七十名、工場関係が五十名程度の比率になるだろう、こういう説明が加えられております。この工場関係五十名というのと研究者の二百八十名というのは、その人の資格、身分は何か内容が違うのでしょうか。

○堀説明員 この研究者と申しますのは、独立して研究する人間と、それを補佐して研究する者を研究者といたしまして、それから工場関係者というのは、原子力の操業その他、実験室の単に技術の補佐的な者、言葉をかえまして工員的な者を相当必要といたします。これが五十名の工場関係者であります。

○原(茂)委員 そうすると、工場関係の五十名というのは、現場のいわゆる工員的な職員ということになるわけですね。それで内容は大体わかりましたが、その次に、研究者はこのほかに、開放研究室というのがあると思うのですが、開放研究室の利用者も含めて、外部の研究者を約二百名程度を予想しております、こういう説明が加えられておりますが、一体この外部というのとはどういう方向を外部と称しておられるのか、構想がどうあるかと思っております。

○堀説明員 関連の業界あるいは関連の国公立の研究所の参加、それから大学等からの参加でございます。

○原(茂)委員 そういう人をこの機構の構成人員というふうに考えていいわけですか。

○堀説明員 これは研究所の構成人員

ではございません。外部からの、一種の貸研究室と申しますか、貸与する施設に対する参加人員でございます。

○原(茂)委員 そうすると、その範囲というものが、今のお答えでは明確でないわけですが、だれが一体これをきめるのでしょうか。

○佐々木政府委員 この研究所は、前にも御説明申し上げました通り、公開的な研究所でございます。日本の各界の人々が、だれでもこの研究所へ参りまして自由に研究をしてみらうというふうな建前が、根本の趣旨になっておるのでございます。従いまして、この研究所には寄宿舍等も設け、一種の国内留学というふうな格好でそれぞれの参加をお願いして、自由に研究をお願いしておるわけでございます。あまり希望者が多い場合には、たゞいま御質問になりましたように、そういうものの採択をどういう基準でやるかという問題が当然起きてくるわけでございますが、その点に關しましては、まだ実際に募集もしておりませんし、何でもできておりませんので、詳細な研究は積んでおりませんけれども、しかし今後の原子力の研究は総合研究でございますので、基礎的研究のみが研究の対象だというふうには参らぬのでありまして、あるいは材料面あるいは燃料面等、各般にわたる研究が必要でございますから、そういうものを合せて広く研究できるように基準を作りたくて考えております。

○原(茂)委員 将来を予想しますのに、基本的には、外部のこの研究に關係のある事業団体その他から、この研究所に国内留学の意味で入室してもらいたい、こういう希望者が主体になつて、その中から選出するという形になるだろうと思ひます。従つて、今日の原子力に關係のある各界の今の空気を見ますと、大学の入学試験じゃありませんが、ものすごい競争率といつたような形がまた現出せられると思ひます。従つてこれはまだ考えていないというのじゃなくて、ここまでお出しになる以上は、そういう点に關してはもうはつきり予想がつくのですから、どういふ資格の者、どういふ条件の者を、どういふときに、どういふ手段で、だれが選んで入れるのだということとは、当然その構想をお作りになつて、われわれに説明があつてしかるべきだ、こゝに思ひますので、こういう点に關しての詳細な説明というものは、後日お作りになつて、急速にお聞かせをお願いしたいと思います。

○佐々木政府委員 詳細にはもちろんできておりませんけれども、しかし基準といひましては、たとえまづれば、あまり老年輩の方よりは、むしろこれから研究したい、といつても、学生などというのでは、これは今、大学で基礎研究をやつておるわけでございますから、大学で申しますと助教教授クラス以上の方、あるいは会社にいたしましても中堅的な方、そういう人が大體年令的に申しまして対象になります。それで、業種とか、種類から申しますと、先ほど申しましたように、基礎技術的なもの、あるいは応用利用の面にいたしましてもそれぞれ段階を設けてまして、そういうものはあまり片一方に偏しないようにというにらみで、その振り当てをいたしまして、おのずから収容します限度もございまして、から、そういう限度と見合つてきめてい

きたい、こういうふうな考えておる次第であります。

○原(茂)委員 そういう抽象的な説明だけに終ると、あとに非常に問題が残ると私は思ふのです。この二百名というのを入れられる施設ができた場合に、もし五千名の希望者があつたときに、今のような説明では、大體あまり年寄りでない箇間、それから学生では困る、せめて大学の助教教授くらい、からやつていきたいという、その言葉だけでは、今からはつきりした基準を示しておかないと、こういうことを熱心に希望する人々に対しての安定が与えられない。今からやはり相當の意気込みでこれに対する希望を持っている者が実はあるわけですね。従つて、その人々に対して事前にお答えできるような、もうちょっととはつきりしたワタというものと、その方法、どの機関でどういふ手段でやるのだということまで具体的に協議をなさつてきめていただく必要があるのじゃないかと思ふ。これはきつとあとで非常に大きな問題になると思ふのであります。従つて、もう少し具体的、今私が要求するような協議を一つお願いしたいと思ひます。その点は、うなずいたから約束済みだと思ひますから、あとでもう少し具体的にお示しをお願いしたい。

次いでお伺いしたいのは、本年中に二十名程度の留学生を派遣する予定だ、こういうような説明が示されてあります。従つて、本年というのは三十一年度中だろうと思ふのですが、すでに派遣の人選は済んでいるのか。実際に派遣しようとする具体的な目途、あるいは方法、構想ができてゐるのかどうか。

○佐々木政府委員 留学生に關しましては、この研究所のみならず政府の方からも派遣する予定になっておりまして、すでに予算も取つてございまして、この政府並びに研究所を合せました留学生を、ただいまのところは、各国と申しまして決して米岡だけを考へるのじゃなくて、カナダ、あるいはヨーロッパにおきましては英米とかフランスとか、あるいは北歐、特にスエーデン、ノルウェー、こういうところが主な目的地になるわけでございますが、外務省を通じて、それぞれ各国々にたゞいま了解を取り付けさせている最中でありまして、この前にも河崎局長からお話がありましたように、米岡、カナダ、英米等からは、すでにある程度の割合でもできて回答が参つております。ただいまそれに出します研究者の箇間、と申しますといろいろございまして、たとえば、去年は電氣の人が参つたが、今年はむしろ材料關係の人をやりたい、あるいはこの研究所はアイソトープの研究が主でありますから、アイソトープの研究者をやりたい、アイソトープの中でも主として農薬關係をやりたい、いろいろこちら側の希望もありますし、また受け取る方もそれぞれ希望がございまして、こちらの派遣計画と向うの受け入れ態勢というものをにらみ合せまして、してなるべくスムーズにいきますように、せつかく準備中でございます。

○原(茂)委員 そうすると、派遣される二十名の箇間は、政府機關の職員かあるいは原子力研究所の職員というふうな考へていいですか。

○佐々木政府委員 民間の方たちも、もちろん留学の希望がございまして、民間から留学する際には、民間の費用で要員の中に入れてまして、向うに出すというふうな計画になります。

○原(茂)委員 そういう民間の人を入れて向うに出しようとする構想を、今はつきりお持ちになつておるわけですか。

○佐々木政府委員 三十年度にもすでに実行してございまして、

○原(茂)委員 その次にお伺いしたいのは、内外の著名な学者、技術者を招聘すると書いてあるが、これは随時適切にただ行つただけで、個々の箇間なり参り、あるいは何と申しますか、日本に駐在して技術的な指導をするとか、研究の助力をしてくれるとか、助言をするとか、こういったような人が長期にわたつてこの研究所にとどまつて、ある意味では研究所の職員といったふうな資格にまでみなされるような形が、外国人をこの研究所に入れるということが無理に考へるとそういうふうにもとれるわけなのですが、そういうことは全然なくして、ほんとうに短期間、必要な案件に關しての研究のために講習会を開く講師として招聘して、それが終つたらすぐ帰す、こういうのでしようか。

○佐々木政府委員 ただいま研究所の方で考へておりますのは、船の流入に伴ひまして、組み立てあるいは実際の初期の運転等に關しまして、どうしても実際の体験者として向うの人に来ていただきまして、一緒に初めやつておりました、十分指導教育と申しますか、あるいは一緒に作業いたしました結果、これで大丈夫だというのをねらつてお

りまして、明治時代のように常時何年か駐在して、所員となつて指導していくというふうなことは、ただいまのところ考えてございませぬ。

○原(茂)委員　これは大臣にお伺いたいのですが、今の答弁をそのまま大臣も御承認になりますか。

○正力国務大臣　もとよりそうであります。実は、今度の原子力にしても、自主的にやるというのが建前であります。が、ただ自主的にやるにしても、外部の知識は入れたい、外部の技術は入れたい、こういう考えでありますから、臨時的に來てもらうことはあつても、先ほどお話のように、明治維新の時代のように、外国の人がここにまつてやるということを考えております。

せん。またその必要はありません。何となれば、日本は御承知の通り基礎的知識は十分進歩しておるのです。ただ原子力そのものに対する知識が浅いだけですから、そういうことをしなくても、十分目的は達すると確信しております。

か。せっかく来てもらった人々に対する待遇の問題を、どの程度お考えになつておりますか。

○正力国務大臣 外国から呼ぶ以上は、やはり外人が来る程度の報酬を出さなければいかぬ。しかし、もちろん短期であります。短期だけれども、ど

うしても技術者を連れてくる必要があると思ひますれば、現在民間なりでずいぶん高い月給を出しておりますので、あるいはそういうようなことはあり得るかもしれません。しかしなるたけ安くやるつもりであります。

○**原(茂)委員** 予算の關係は知らないのですが、こういうものの予算というものは、どのくらい取つてあるんですか。

○佐々木政府委員　ただいま申し上げました通りでございます。炉の建設に際しまして、向うから参ります臨時の指導員に対しては、これは炉の購入費の中に入っております。従いまして、この予算の中に炉の購入費というのがございますが、その

中に入っております。

○**原(茂)委員** 内外の著名な学者、技術者を招聘するのは、炉の建設に関し
てのみですか。

○佐々木政府委員 先ほどから私が臨時的にと申し上げたのは、主としてこの研究所に伴ってのお話のように承りましたので、そういうふうにお答えしたのでありますが、あるいはも

この人々が日本に滞在する期間は一週間、二週間のところで、そこで知識の交流といったようなことが随時行われると思います。しかし、それは先ほどの質問とは少し趣旨が違うんじゃないかと思ひまして、主として研究所のお話をしたわけでございます。

○原茂委員　前の質問と趣旨はちっとも違わないのです。研究所が研究をするのに必要な、いわゆる技術者を招聘する問題ですから、妬の建築だけではなくて、当然今のお答えがなければいけないわけなんです。そういうものに關しての予算というのは、別に取つてあるわけですね。

○佐々木政府委員 三百五十万円程度一応取つてありまして、こちらから留学し、あるいは向うから来て、いろいろのサゼスチョンなりあるいは知識その他を与えていただく人を招聘する場合もあるべしということを一応考えておりますが、具体的には、この人ということはきまつておられないのじやなからうかと考えております。

○原(茂)委員　三百五十万円というの
は初めてお伺いしたのですが、こちら
から派遣するのも向うから呼ぶのも含
めてというお話ですね。そうすると、
とにかく二十名くらいを派遣しようと
する、それから一人でも五人でも呼ば
うとすると、最小限度三十名くらいが
行き来するのですが、三百五十万円で
できますか。

○佐々木政府委員　こちらから行くのは、その経費の中に入っていないのでございまして、向うから呼ぶ人でありまして、こちらからやる留学生に関しては、いわゆる授業料というものは相当高いのでございまして、千五百ドル

から二千ドルくらいというふうに聞いております。この授業料とそれから往復の旅費並びに向うの滞在費等を入れますと、かりに半年留学いたしましたとしても、非常な高価なものになります。私の申しました三百何十万円というのは、そうではなくて、向うから来ていただ

く場合の費用を申し上げたわけであり
ます。

○原典委員 この問題は、あまり時
間をかけてもしょうがないですから、
参考までに言っておきますが、三百五
十万円でもしアメリカから人を呼ぶに
しても、一体何人、どれくらいの間
置けると思うんですか。

○佐々木政府委員 先ほどお話しした
炉の建設に伴つて来る方は、炉の経費
の中に入つておりますから、これは別
であります。そうではなくて、三百五
十万円というのは、さつき申しました
ように、知識なりその他を教へてもら
いたいということで呼ぶ人の経費で、
大体日本の旅費の倍くらい見ていただ
けばよろしいのじゃないかという

ことになりますから、甘い甘い一人か二人くらいというふうな格好になるのじゃないかと考えております。

○**原茂委員** 三百五十万円で一人か二人を日本に一週間招聘して、往復の足代とそれからこっちの滞在費までまかなえますか。大臣はさつき、とにかく呼ぶのだから、来ていただく程度のは必要だとおっしゃった

だ今度の予算で残念に思いますことは、先ほど申しましたように、外国から呼ぶというても、この予算で十分でないことは事実です。だからその点については、どういう方針で呼ぶかということを、私は十分考えたいと思います。

○**原茂**委員　まあその程度でいいでしょう。

最後にお伺いしたいのは、なお将来は各国、特にアジア諸国の希望者も受け入れる国際的な性格を持った研究施設としていくつもりだということですが、これは、いいわゆる日本とアジアにおける原子力センターにしようという構想の一環ですか。

○**正力**国務大臣　アジアにおける原子

力センターは、御承知の通りマニラにきまりましたので、はなはだ残念に思っておりますが、しかし私どもの構想としては、形はマニラにきまつても、事実はアジアのセンターは日本に置くというつもりでありまして、実はその構想を進めております。従つて、

点で二、三お尋ねをいたしたいと思ひます。

アイソトープでありますが、アイソトープの本年度予算はこの間承知いたしましたか、それではその数量、これ

○岡委員　それで、政府の方で直接輸入されて、厚生省や文部省関係の諸機関にいわば配給をされる、その向き向きがあるわけですが、どの程度輸入されて、どこへ配給して使用せしめると

の關係が昨年度は六%ぐらいで、割に少うございました。しかし最近の状況を申し上げますと、四半期ごとにやつております。その期の内訳で申し上げますと、先ほど申しました医療用が、大体

を、日本原子力研究所がセンターとなつて始める。しかし、実験原子炉がいよいよ運転されるのは、早くいつても来年の春じゃないかと思うのです。しかも、小規模な実験原子炉では、ア

かとは私に思う。これのはつきりとしたところをお示し願いたいというのが、先ほどの私のお願いしておる趣きなんです。

○正力国務大臣　今のお話は、まことに

も、非常に力を入れております。実は、発電なんと言いますが、どうしてこれがなければならぬ。アイソトープは、今すぐにでも利用できるのであります。従いまして、今度原子力局ができるにしても、特にアイソトープ課というものを設けたような次第であります。そうして、これは研究所の敷地が決定しさえすれば、すぐそういうアイソトープを実際にやらしたいと思っております。通産省の方で今主としてやっておりますけれども、原子力局の方でも、一つこれを研究所の方にやらせたい、こういう考えを持っております。ただ実際に今の原子力ができても、ああいう小さいものでは幾らもできません。あんなものではだめですから、特にアイソトープを輸入してやりたい、こう考えております。

○佐々木政府委員 たいだいまの大匠の発言を具体的に補足申し上げます。先ほど申し上げましたように、国の研究所として使つておりましたは、予算の査定の際に十分研究いたしまして、この点について、本年度から力を入れようという計画を立てておりますので、大半の研究はこの中に入ってくるのじゃないかと思ひます。通産関係、農林関係、厚生省関係それから建設省関係に分れるわけですが、通産省の方では東京工業試験所では何をやれ、名古屋の工業試験所では何をやれ、発酵研究所では何をやれ、農林省の方では農業技術研究所あるいは地域的な農業試験場あるいは家畜衛生試験場等では何をやれというふうに、具体的な研究内容も全部ございます。その内容を種別別にして予算を計上してお

ります。これは少し詳しくなりますので、何でございまして資料をそのまゝ岡先生に差し上げまして、ごらんなさう方がいいのじゃないかと思ひますが、一応これを計画的に実施し、重点的に取り上げるという構えは、今年度から明瞭に打ち出つておりますので、さらにお話のように格段の努力を払いまして、全般的な組織化ということをはかりたいと考えております。

○岡委員 それでけっこうなのです。次に、この間、河崎国際協力局長から、カナダから援助の申し出があつたという御発言がありました。今、原子力局長からもそういう御発言があつたのですが、カナダからは、具体的にどういう援助の申し出なのですか。

○佐々木政府委員 カナダに關しましては、私も承知いたしております。これは、インドから申し入れが非常に多くて、留学生の教育に關しましては、他國の受け入れをやるのに非常に困難を來たしておるところだという情報を受けておりましたが、河崎局長のお話で、最近カナダの方でもぜひ一つ日本の留学生も受けて教育したいというふうなお話もあつたように聞きましたので、先ほどそれを申し上げたのであります。向うから外務省に参りまして正式な通知等は、まだ詳細に見ておりません。

府としてその具体化に議を練る、こうあらねばならぬと思ふのであります。そういう点が非常に不十分なやうな気がいたすのですが、いかがでしよう。

○佐々木政府委員 實際の具体的なやり方等につきましては、二週間に一べん、外務省、研究所三者集まりまして、外國の例を中心に伺ひ、その間に起りました事象をお聞きしたり、またこちらで注文がありますれば申し上げたりする定期のルートがございます。それから、各省の事務連絡の会議がございまして、これもそれぞれ各省でチャンピオンを出しまして、各省間の話し合いを進めるといふ機關もござい

ます。これも定期に開いております。それから、委員会の方にはときどき外務省の方から来ていただきまして、その間に起りました重要問題に關して報告を受けております。あるいは条約等の問題で緊迫した状態がございまして、外務省の方が主になりまして、こちらにも参加して、これを協議するといふふうな關係がございまして、できるだけ事務的な連絡あるいは委員会との結合ははかつておるつもりでござい

い。いわゆる実体論と申しますか、こういうものは割合にまだ手不足でございまして、これから一つ実体論に入らうというところまできている最中でござい

○岡委員 科学アタッシュを、今、諸外國で常置しておるのはどこどここの國でありますか。

○佐々木政府委員 科学アタッシュとしてただいま行つておりますのは、ニューヨークだけでございまして、今年度予算を取つて、ロンドンに一人定員がとれたという話は聞いております。ただ原子力の方はそれとは一應切り離しまして、科学全般じやなしに、原子力のみのアタッシュを置きたいというので、今年度予算もちやうだいたしたしまして、米國に一名、歐洲に一名――ただいまのところではやはり英國になるのじやなからうかと思ひますが、置きたいというふうに考えております。

ます。

○岡委員 この間もちよつと触れた問題ですが、日本も万國的な特許に關する条約に加入しておる。その結果、原子力に關する新しい發明発見等は、やはり公報をもつて通知されてくる。これは特許庁にくと私は思ふのです。が、こういうものはやはりいち早く原子力局において入手し、専門的なもので、非常に翻譯困難だろふと思ひますけれども、こういうものもやはり貴重な文獻として翻譯をし、必要な場合に周知せしめるということも必要になつてくると思うのです。そういう願慮は現に払おうとしておるのですか、それの予算等もあるのですか。

○佐々木政府委員 前々から計画は持っていたのであります。たとえますれば、昨年のジュネーヴ會議の成果と申しますか、その資料などは御承知のやうに非常に膨大なものがあるわけ

○岡委員 私があなたに希望したいのは、私の聞くところでは、各國の原子力に關する新しい發明発見が、特許申請をし特許権が付与された場合に、いち早くこれが日本の特許庁にもたらされるというところなのです。そうすると、特許庁にあっては、いわばこれが死蔵される危険があるのじやないか、それでこういうものを特許庁と連絡していち早く入手されて、これはおそろく非常に翻譯に困難なものだと思ふの

でございましてけれども、こういうものを全部系統的に組織化いたしまして、それ

○岡委員 科学アタッシュを、今、諸外國で常置しておるのはどこどここの國でありますか。

○佐々木政府委員 科学アタッシュとしてただいま行つておりますのは、ニューヨークだけでございまして、今年度予算を取つて、ロンドンに一人定員がとれたという話は聞いております。ただ原子力の方はそれとは一應切り離しまして、科学全般じやなしに、原子力のみのアタッシュを置きたいというので、今年度予算もちやうだいたしたしまして、米國に一名、歐洲に一名――ただいまのところではやはり英國になるのじやなからうかと思ひますが、置きたいというふうに考えております。

ですが、こういうものを譲渡をし、周知せしめるということは、原子力研究所の大きな仕事になりはしないかと私は思うのです。そういう御計画があるかどうかということをお願いしたい。

○佐々木政府委員 特許の問題でございしますが、実はこの予算の最終末期になりまして、特許庁の方からどうしても予算を取ってもらいたいという希望がございまして、三百万円の要求が参ったのであります。その中で、二百五十万円の予算を取りまして、図書その他の購入——図書と申しまして、ただいま岡先生がおっしゃいましたような意味合いも含めました資料の収集と申しますか、そういう費用でございします。不十分かもしれないが、しかしまず初年度としては要求にほぼ近い金額を取ったわけでございしますから、大体海外のそういう点は漏れなくやれるのじゃないかと感じもいたすのでございします。

それからもう一つは、特許庁の方からどうしても海外連絡の方に申し出てほしい、そうしてこういう点も十分研究してもらいたいという希望もございします。できずれば、そういう希望も満たしてあげたい、そういうふうな考慮も払っております。ただ、特許庁で海外の特許の実情等をお調べの上、これをどういうふうに科学技術庁の方に連絡するか、こういう点が御質問の趣旨のように考えられますが、そういう点に関しては、科学技術庁に発明特許課がございしますから、この方でも十分連絡して、原子力局といたしまして海外の特許の状況等は十分熟知いたしまして、今後の進め方に誤りないようになりたいと思ひます。

○岡委員 この原子力研究所は、人をそろえなくても、やはりまず勉強しなければならぬ。とすれば、海外の資料で特許庁に入手する資料等を中心に——今、国会図書館にはきわめて

ちゃんとした原子力に関する資料があるだけですが、私はやはり原子力研究所が広くそれを希望する方に利用せしめるような図書館とでも申しましようか、そういう文書の集中された機関がぜひ必要だと思ひます。こういう点について、二百五十万円というわずかな予算ではなかなか困難だろうと私は思ひますが、一つ格段な御努力を委員長におはからい願ひたいと思ひます。

それから、これは先々のことではありますけれども、しかしすでに御存じの通り、今アメリカも英國も昔を上げてゐるのは、原料はあり余つておるが、技術者が足りないという点で、これはストローズ委員長も言明しておる。英國の原子力公社の発表を見て、その中にははつきり技術者が足りないと言つておる。日本としては、こういう職は踏みたくない。ことに正力委員長のような高邁なる御抱負を実現しようとするならば、やはり技術者の訓練計画というものは相当力こぶを入れなければならぬし、相当計画性を持つて進めていかねばならぬと思ひます。こういう計画は、もちろん開業早々のことでもあり、その微に入り細をうがった、責任ある計画とは言へますまいが、一つ御構想だけでも聞かしてもらいたいと思ひます。いかがでしようか。

○正力國務大臣 ただいまのお話は、一々ごもっともでございします。先ほどの図書のごときは、実は二百五十万円で

では何もできませんが、さつき申し上げましたように、ようやく取つたような状況でありますから、遺憾ながらそれではがまんしておるわけでありませう。

それから技術者の養成につきましては、これはお話しもありましたように、どうしても日本の生活水準を上げるには技術よりほかに方法がない。従来、技術者というものは、普通の役所でも幾らか軽視されておつた気味がありまして、これを直したいというのが、今度科学技術庁ができた一つの趣意でもあります。待遇の点においては、ことに技術者が劣つておつたのであります。それを今度直そう、技術者を優遇しよう、技術者を利用しよう、技術者を働かせようというのが技術者の趣意であります。その趣意にこの法案も考へてあると思ひますが、その趣意に従つて、今度の技術庁におきましても、役員には技術官を相当に採るつもりであります。さらにまた学校との関係になりまして、これは文部省との関係になりまして、技術の学生を何するようになりたい、こう思つております。また法案も何もできぬものだから、できた上で着々実行にかかりたいと思ひるのであります。

○岡委員 民間の研究所それからまた大学の研究室、これらはやはり原子力研究所がセンターとなつて技術者の養成計画をする、これは日本の原子力の開発計画と不離一体なものだと思ひます。すでに先進国が技術者の不足に音を上げておるといふこの前車のおだちにかんがみましても、やはり計画性を持つて、何を一体研究するのか、どの目標に向つて研究するのかという計画

のもとに、技術者の訓練、養成計画というものを、大学や民間の研究所と緊密な連絡をとつて、この研究所がセンターとなつて、その点に格段の御努力をお願いしたいと思います。

それから濃縮ウランの受け入れに関する目米間の協定では、査察を受けることも申しましようか、常時監察を受けるというような義務を負つてゐるわけでありませう。これは、実験原子炉購入のためにすでに交渉に出かけてゐるという段階では、重要な条件にならうかと私は思ひます。一体相手国の監察を受けるという内容は、どういう内容でございませうか。

○佐々木政府委員 この査察の問題は、私も協定を結ぶ際に相当注意をした点でございしますが、主として向うで考へておりますのは、貸与いたしました濃縮ウランがどの程度利用されたか、あるいはいかにウランがウエイストはそのままに転用したりあるいは消費してはならぬという規定になつておりますから、そういう保存の状況がどうかとか、あるいは傷害防止の点はどうだとかというふうな監察が主でございまして、決して監察に伴つてのいろいろな研究に対する制約というふうな意味合いではないというふうに解釈をいたしております。

○岡委員 研究の制約があるかどうかということは別といたしまして、この査察というものの内容は、単に今おっしゃつたようなきわめて事務的なものではなく、もつと、常時人が派遣されて、アメリカ大使館にでも常駐するか、あるいはまたアメリカ大使館にこれにかかわる者が任命されて、日本の原子力研究所についてはかなり突つ込

んだ——干渉ではありますまいが、関心を具体的に注いでくる結果になるんじゃないかということをお心配してゐるわけでありませう。その点は、具体的にどういふことになるのか、はつきりしたところを一つお示しをお願いいたします。

○佐々木政府委員 これは、原子力の国際管理という軍事的な問題をめぐつての、いわゆる空中査察とかあるいは地上査察と申しますか、そういう意味のいわゆるインスペクトといった意味では毛頭ないようでございします。この文章を見ましても、オブザーブということ、インスペクトというふうな言葉は使つておりませう。従つて、そのオブザーブという言葉は、それではどういふ意味かと申しますと、これはさつき申しました通りでありまして、あくまでもいかにウランがウエイスト、監察、検査というふうなものではなくて、貸与に伴つての条件を忠実に守つてゐるかとかという意味のオブザーブというふうに解釈してゐるのであります。

○岡委員 原文を私今ここに持つてきておらないのですが、何をオブザーブするのですか。パーフォーマンスですか、アビエーションですか。

○佐々木政府委員 先ほど申しましたように、貸与した濃縮ウランの消費状況あるいはウエイスト等を貸与条件通り保管しておるかとか、安全に保管してゐるかとかといった問題が主たるねらいの思ひます。

○岡委員 その問題について、私も少し危惧する点がありますので、これはまたいづれあとの問題にいたしましう。

そこで、細目協定は今どういうところまで進んでおりますか。

○佐々木政府委員 細目協定に關しましては、いろいろ細目協定に入り得る前提条件と申しますか、たとえば、こちらに導入いたしますもののタイプ、設計、従つてその設計に伴う實際の所要ウラン、濃縮ウランの量、あるいは準備を必要とするか、ネットを必要にだけ限るかといったようないろいろな問題がありますので、そういう点を十分見えた上で、話し合ひに入りたいという先方側の意向もありまして、御承知のようにこちらの方から向うに二人博士が参りまして、いろいろ設計の打ち合せをいたし、向うからも人が参りまして、濃縮ウランのウォーター・ボイラーに対するお互いの捺印が、近く取りかわされるような状況になっております。そういうものがきまつて参りますれば、おのずから細目協定に入る前提が固まつてくるわけでございますので、それが固まり次第、アメリカ側との折衝に入りたいと考えております。

○岡委員 細目協定の場合は、やはり原子力委員会なり原子力局と外務省との間には、常に事前に密接なる御協議の上で進められるというふうに了解していいのですか。

○佐々木政府委員 過去におきまして、何べんか打ち合せをいたしました。ただいまも疑義あるいは問題点を取り出して、十分委員等に御検討いただきまして、両者でもって緊密に研究を進めております。

○岡委員 原子力委員会としてやはり承認を与えた上で、初めて細目協定と

いうものが結ばれる、こう解釈していいですか。

○佐々木政府委員 その通りでございます。

○岡委員 その場合に、細目協定の内容として、オブザヴェイションとは具体的にいかなることをやるのか、何を対象とするのかということも、やはり細目協定の中に含まれるのじやないのですか。

○佐々木政府委員 オブザヴェイションの内容に關しましては、実は細目協定の中に入つてございせん。細目協定は、単に貸借の条件そのもののみでございまして、たゞいま私も聞き及んでおるところでは、オブザヴェイションは入つておりません。

○岡委員 私は貸貸をする以上、やはり貸してくれようというものの条件として、オブザヴェイションの内容、対象というものが問題になりはしないかと思ひますので、この点は私の杞憂かもしれないが、やはり基本法というものの諸条件と完全にマッチするかどうか、これは後日の問題であります。

それから今後の問題であります。が、今の国際情勢の中では、日本としては基礎的な力は相当ある。これを今度ば原子力の研究開発に具体的に進めていこうとすると、その公開の原則と国際情勢上の機密という原則が大幅に横行してくる。この公開と機密が大きな矛盾をはらんできて、そこに日本の原子力研究開発の発展進歩の上に一つ大きなチェックになってきています。現状ではそう言えると思う。これをどう取りさばいていくかということとは、

基本的に非常に重要なわが方の方針になると思ひます。この点は、この前の委員会でもいろいろお話をいたしました。が、原子力研究開発の構想を具体化される上において、これが非常に大きなチェックになると思ひます。これは御苦心のところだと思ひますが、委員長としてどういふふうにお考えになつてゐるか、御所信を承わりたい。

○佐々木政府委員 この前の委員会でも、湯川、藤岡両委員、また委員長からお話があつた通りでありまして、いやしくも三原則が基本法にあるからには、そういう機密事項と申しますか、公開の原則に反するような、あるいはそれに伴う自主性を害するような研究態度は好ましくないということに關しましては、この前申し上げた通りかと思ひます。ただこの前に、基本法ができる前でありまして、公開といふのはどういふ意味だろうかという点もいろいろ事務的には検討したことがあります。商業上には意味の特許的な性格のものでありますれば、これは普通の商売でも当然商業道徳として守るべき性質のものでありますので、そういう点で、国はどういふことまでいかなければならぬか。そうでなくては、あくまでも国対国といつたしまして機密を守るべしという、言いかえると、その条約に付帯して、国内法的な意味から機密保護法のようなものを別途作らなければならぬというやうなやり方は、日本としてはどうだろうかという解釈の方が穏当ではなかつたこととありますが、根本方針といたしましては、あくまでも、そういう機密といつたものは、日本の今後の原子力の

進むあり方としては好ましくない。従いまして、基本法の精神をあくまでも生かしたいということをやつてゐる次第であります。

○岡委員 現に天然ウランを濃縮ウランにするウラン鉱の精練にしても、機密の分野がほとんどだといわれているし、あるいは同産原子炉を作るとして、それに必要な金属材料等について、冶金その他においてやはり多くの機密の部分がある。こういうような機密といふもののヴェールに隠れてゐるために、日本とすれば、國産的な天然ウラン、重水といふものを作ろうと思つてもなかなかできがたいという事情が、こゝに、二年の間に起つてくることを私は心配する。そういう場合に、今おつしやつたところによると、こういうふうに了解してよろしうございませうか。たとえば英國なりカナダなりアメリカなりにおいて、その国内法によつて機密とされてゐるもの、あるいはまたそれらの國々が、他國との協定において、その機密の保持が条件とされてゐるもの、それは当然わが國にもたらされるために、機密の保持を条件とされることが言ひ得ると思ひます。そうなつてくると、それらの機密資料について、日本も機密の保持に対して責任を持たなければならぬことになる、当然その機密にタッチする人たちは、科学者であらうが技術者であらうが、機密を保持する義務がある。そこで当然國內においてもそこに一つの制約が生まれてくることは必至だ。それは法律的に当然起つてくると思ひます。そういうことになれば、これはやはり機密として排除していかなければならぬといふ建前を嚴守されるつもりですか。

○佐々木政府委員 この協定を結ぶ際に、その点が一番問題になつたのであります。もし機密事項のようなものがありまして、国として機密を守るといふからには、単に口頭だけでもつて研究者を縛るということでは、意味がないのであります。國內法規として、機密保護法のようなものがたゞいまのところほとんどありませんから、それに伴う國內法の機密保護法のような別途の法律を作らないと、機密保持については國家的に責任を持てぬわけでありまして、そういう國內法まで作るようなものであるならば、これはとうてい日本の現状ではできがたいというので、いろいろ折衝いたしました結果、そういうものは全然含んでおらぬ、また文面を見ましても全然ございませぬ。そういうわけでございまして、この協定を結んだわけでございます。

今後それではどうかという御質問でありますけれども、少くともやはり國內でそういう機密保護法のようなものをその条約に付帯して作らなければならぬといふふうなものであります。基本法の建前から察しますと、少くとも日本の現状から察しますと、そういうものは受け入れがたいのではなかつたか。また精神から申しまして、受け入れがたいかぬのではないかと、いうような解釈のしようでやつておるわけでありませう。

○岡委員 たゞえば、委員会でも、問題になる動力協定でも、アイゼンハワーが、去年六月に、ペンシルヴァニア大学の演説でこういふことを言つてゐる。動力用原子炉に自分たち自身で投資しようとしておる友好國の國民が、慎重な機密保護の考慮のもとに、

に、その点が一番問題になつたのであります。もし機密事項のようなものがありまして、国として機密を守るといふからには、単に口頭だけでもつて研究者を縛るということでは、意味がないのであります。國內法規として、機密保護法のようなものがたゞいまのところほとんどありませんから、それに伴う國內法の機密保護法のような別途の法律を作らないと、機密保持については國家的に責任を持てぬわけでありまして、そういう國內法まで作るようなものであるならば、これはとうてい日本の現状ではできがたいというので、いろいろ折衝いたしました結果、そういうものは全然含んでおらぬ、また文面を見ましても全然ございませぬ。そういうわけでございまして、この協定を結んだわけでございます。

今後それではどうかという御質問でありますけれども、少くともやはり國內でそういう機密保護法のようなものをその条約に付帯して作らなければならぬといふふうなものであります。基本法の建前から察しますと、少くとも日本の現状から察しますと、そういうものは受け入れがたいのではなかつたか。また精神から申しまして、受け入れがたいかぬのではないかと、いうような解釈のしようでやつておるわけでありませう。

○岡委員 たゞえば、委員会でも、問題になる動力協定でも、アイゼンハワーが、去年六月に、ペンシルヴァニア大学の演説でこういふことを言つてゐる。動力用原子炉に自分たち自身で投資しようとしておる友好國の國民が、慎重な機密保護の考慮のもとに、

に、その点が一番問題になつたのであります。もし機密事項のようなものがありまして、国として機密を守るといふからには、単に口頭だけでもつて研究者を縛るということでは、意味がないのであります。國內法規として、機密保護法のようなものがたゞいまのところほとんどありませんから、それに伴う國內法の機密保護法のような別途の法律を作らないと、機密保持については國家的に責任を持てぬわけでありまして、そういう國內法まで作るようなものであるならば、これはとうてい日本の現状ではできがたいというので、いろいろ折衝いたしました結果、そういうものは全然含んでおらぬ、また文面を見ましても全然ございませぬ。そういうわけでございまして、この協定を結んだわけでございます。

今後それではどうかという御質問でありますけれども、少くともやはり國內でそういう機密保護法のようなものをその条約に付帯して作らなければならぬといふふうなものであります。基本法の建前から察しますと、少くとも日本の現状から察しますと、そういうものは受け入れがたいのではなかつたか。また精神から申しまして、受け入れがたいかぬのではないかと、いうような解釈のしようでやつておるわけでありませう。

動力用原子炉の建設や、平和利用のための操作の技術的過程に接近し、訓練を受けることができるようにすること提案する。——ここですでに動力用原子炉については、日本が技術者を派遣するというものについても、機密保護というものについても、日本が保証を与えなければならぬという条件を出している。最近アメリカは、民間会社に対して、実験原子炉について、いわゆる機密への接近許可を与えておる。それを見ると、機密の資料については、これを密閉した金庫に入れて、三つに分れたダイヤルによるかぎによって保管し、——ここまではいいのですが、口径三十八ミリ以上の火器を持つて武装警備員によって警備されなければならない。アメリカ国内でも、工業会社はこの原子炉の機密特許を与えた場合には、その資料の保管にここまで厳重な制約を加えておるわけだ。それからイギリス、ベルギー、カナダ等と締結した平和利用の協定とはいいたが、やはりこの中には、種々の方式の原子炉とそれに必要な情報を含むこれらの協定に基くあらゆる形式の情報交換に対しては、双方の政府が機密保持の条項をつけて、その機密保持の保障を双方の政府は与えなければならぬ。でありますから、資源が不足だ、発電を急ぎたいといましても、現段階では、非常に手ぎびしいもので、とにかく金庫に入れて、三十八ミリの火器を持って警備させるなどというような、こういう厳重な機密漏洩を防ぐ措置をとつておる。こういう点から考えましても、特に私どもはそういう点に日本の今後の行き悩みを感じているが、これは敢然としてやはり公開の原則ではない、空白にさらされる、こういうことなんです。

○佐々木政府委員 現状は、岡先生十分御承知のように、基本法がありまして、その基本法に基いて、各省がそれぞれ政令なり規則なりを作りまして、はつきりその障害を防止するのが法的には一番明瞭な姿ではございますが、ただいま政務次官からお話がありまして、たゞいま、アイソトープの障害防止に關する根本法でも申しますか、そういうものが国会には間に合いかねましたので、それでは現実は、全然それに対して何か措置をしておるか、またしていかないかという問題が、経過的な措置として重要な問題になるわけでございます。これに關しましては、ただいま関係各省で、従来からそれぞれ通達、あるいはところによつては政令等を設けてまして、不十分ではありますけれども、一応障害防止の手段を講じつつございます。これは、もと法がなくても、もう少し組織的に、統一的に筆頭一步を進めまして、もと法ができる前でももう少し整備して、障害を幾分でも少くしていきたいというふうなつもりで経過的な措置も講じていきたいと考えているわけでありまして。

○岡委員 御存じのように、放射能による障害というものは、医学的にも新しい分野の疾病で、従つてまだ十分研究し尽されておらない治療技術を必要とするということになってきています。日本は外国よりも早くこれら技術についての不幸な経験を持つておるわけなんです。そこで、万が一そういう疾病にかかり、障害を受けるというふうな事態が起つたとき——というのは、現に、現在の医学ではどうしても

解決のつかない慢性的な骨髄と白血球の障害、しかもそれが民間の研究室であらうと、あるいは原子力研究所であらうと、放射能に基いて起つてきた。特に不幸なことは、放射能によつて人間が生殖の作用を失うという危険が非常に多い。現にビキニの諸君にしても、また子供ができておられない。人類が次の時代の子供を得ることができないという危険があるということだ、水爆実験を禁止しようということがわれわれの大きな命題になっている。こういうことになれば、もういかなる補償をするのかということが重大な問題だと思ふ。そういうような非常に不測な大きな障害、しかもそれが慢性的な形で、その障害を受けた人間の一生を苦しめていく。すでに日本において、制度として、そういう障害が起り得る可能性を生み出しながら、この障害に対する万全の措置に対しては法律もない。万が一不幸にしてそういう障害を受けたときに、これに対していかなる補償を与えるかという点についても、まだめどがない、次の国会だ、こう言われるのだが、これでは私は原子力行政としては非常に片手落ちじゃないかと思ふのです。現にAFLそれからCIOの、アメリカの労働組合のこの間の合同大会のあの決議文を見ても、原子力の傷害も非常に大きな大会の決議になっておる。これは、アメリカのように、原子力が一般工業界において、普遍的に発達しておればなおさらのことではありましようが、組織労働者が、放射性物質にさらされておる労働者並びに一般公衆のために、有害な放射線から人体を保護する適當な措置を確立するということを政府に強く要求されてい

ることです。あります。ヨーロッパでユーラトムを作る場合の昨年の七月下旬のような準備委員会でも、労働者の諸君が八カ国から集まつて、やはり障害防止ということについて非常に大きな関心を注いで、意見を出しておる。日本でもせつかく充足しようとするときに、一方障害の防止と、障害が起つた場合における補償が、今のままで行けば健康保険が労災保険しかないもので、これでは私は非常に片手落ちだと思ふのですが、いかがですか。

○齋藤(憲)政府委員 ただいま局長からのお答えで申し上げました通り、各省間におきましては、たとえて申しますならば、エキス線に關する障害の防止に対する政令等はあると聞いておるのでございます。今日までも、各省間におきましては、それぞれ障害防止に對しましては、不徹底ながらこれを注意してやつてきておるのであります。御承知の通り、この原子力問題は、わが国といたしましては、近々発生いたしました大問題でありまして、政府といたしまして、スタックが中心となりまして、今日までこの障害防止法案作成に對しましては、数年前から手を染めております。しかし先ほど申しました通り、何分にも放射能障害防止に關しまして法案を作成いたしましたには、きわめて膨大な、しかも詳細な政令を必要といたします。十分努力はいたしましたが、今国会に提案する目にもち等の関係から、残念ながら間に合いませんので、引き続きその完備をはかりまして、次の国会にはぜひともこれを提案したいと考えておるわけでありまして。

なお、アメリカまたはその他の國で

行われます水爆実験に關しましては、これは極力禁止を要請するという事は、国会の決議にもある通りでございますが、不幸にしてこれが行われます場合には、この前の委員会において御説明申し上げました通り、その被害の調査というものに対しては、十分政府としても調査をいたしまして、将来の放射能障害に対処するところの資料を収集して、その障害防止に對して万全を期したい、さううに考へております。

○岡委員 もうお約束の時間も来ましたので何ですが、しかし実はわが党の原子力研究所法案に対する態度としても、やはり障害防止というものが伴わないというのでは、いろいろと問題があり得ると思ふのです。米国会という事では、私は、政府としても非常に不熱心じゃないかと思ふます。すでに合同委員会、専門家の中泉博士等をわざわざして、相当詳細な要綱はできておるわけでありませう。あれを成文化されればよいわけですが、それをやはり今国会にお出しになるべきだと思ふのでありますが、一つ御所信をお伺いいたします。

○佐々木政府委員 この問題に關しましては、第何回の委員会でもやはり問題になりました、早急に政府として法案をまとめるべきだという議論も出たのでありますが、一方の論者から申しますと、やはりこの際もう少し多方面にわたる学界的あるいは実務界に使用されております人たちの御参加を願つて、万全を期したらいじやないか、そのためには、従来の要綱のみで法案を急いでまとめ上げるという態度も一つの議論であります、反面から言ひ

ますと、もう少し慎重に考へるべきでなからうかという議論もございます。そうして學術會議に、もう一ぺんこの御審議と申しますか、資料の収集なりその他を御依頼し、あるいは各省からもその後の状況いかによく聞いた上でやつたらどうかという意見も出まして、学界の方に問い合わせますのは、資料の収集という面だけでは少し筋が違ふのではなからうかという事で、さらに研究することにいたしました。実際にはまだ御依頼を申し上げておりませんが、いすれにいたしましても、この問題は非常に分野も廣うございまして、ごくシブイな法律といひますと、ただいま働いております人たちが、たとえばレントゲンに例にとると、何時間か働くと、それ以外は休まなければならぬ。それで今までの人員でいかうかという事になりまして、予算的な問題も非常に困難になります。そういう点も兼ね合せまして、この際いろいろ考慮して、その範囲は、アイソトープと申しますか、本来の最近の原子炉のみに限るかどうかということ等、各般の問題がございしますから、そういう点も十分研究した上でやるべきでなからうかという慎重論も一方に出まして、早くやることにしたことはないが、準備の都合上、やはりもう少し慎重に研究すべきであるという議論になりましたので、本国会にはどうしても間に合いかねるような事務的な運びにもなりました。

できますれば、その間しばらく慎重な検討の時間をいただきまして、米国会には間違ひなく出す、ただその間、空費的にはうつておくとこの問題は問題でありますから、先ほど申し上げまし

たような経過措置をできるだけ講じまして、少しでも災害を少くしていくというふうな二段のかまゝで進めていく以外にはなからうという考へを持っておりませう。

○岡委員 最後に、この前の委員会では、障害防止法も本国会に出すという御言明があつたはずだと思ひます。それが出来ない、米国会だ。そこで万が一にも放射能を持つ資材を取り扱う工場、研究室等において、これに基く障害を受けた場合に、しかも彼らがその結果として、先ほど申し上げましたような具体的な症状を現わしてきたといううな場合、その安全に対する規制も國が怠つてゐる、同時にまた、従つてそれに対する補償も、いわゆる労災あるいは国家公務員の災害補償というふうなものでは手当していくよりしようがないということになつてくる。これは、國の非常に大きな過失に基いて、その公務員なり労働者が大きな損害を受けるということになるので、労働者としては、当然國に対して明確な補償を要求する権利があるということにもなつてくる。これは安全措置としての経過的措置、また、明らかに放射能に基く障害と診断し得る症状が発生した場合における補償というふうな点について、この次の委員会までに、一応責任のある対策を——安全措置についてはいろいろ多岐にわたりますが、身体障害を受けた場合の補償等について御意見をまとめていただいて、御報告を願ひたいと思ひます。

以上で私の質問を終わります。

○有田委員長 他に御質疑はありますか。——他に御質疑がなければ、日本原子力研究所法案に対する質疑は、

一応以上をもつて終了したいと思ひます。

本日はこの程度といたし、次会は明十四日、午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会し、日本原子力研究所法案について討論採決に入りたいと存じますから、さう御了承をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時四十一分散会

昭和三十一年三月十七日印刷

昭和三十一年三月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局